

気象警報発表時の措置について

海南市に、気象警報（大雨、洪水、暴風、津波、大津波、大雪、土砂災害警戒）が発表されている時は、登校や給食について下記の（１）～（３）の基準を設けていますので、ご承知おきください。登校にあたっては以下の各項を参照してください。

ただし、暴風警報には「陸上」「海上」があり、暴風警報発表の場合は、下記基準に該当するのは、暴風警報が「陸上」に発表されている場合のみとなります。

記

【気象警報発表の場合】

※ 暴風警報の場合は、『海南市「陸上」』に発表されている場合のみ、下記基準となります。
暴風警報が、『海南市「海上」』のみに発表されている場合は、下記基準は適用しません。
放送や防災メールで「暴風警報の発表」を知り得た場合、「陸上」が該当しているかどうか、必ずお確かめください。

- （１）午前６時の時点で、警報が発表されている時
・給食なし、自宅待機
- （２）午前７時００分の時点で、警報が発表されている時
・臨時休校

【解除された場合】

- 午前６時以前に、警報が解除された場合
・平常通りの授業をします。
- 午前６時～午前６時５９分の間に、警報が解除された場合
・定刻登校、授業は午前中のみ行います。（給食がないため）
- 午前７時００分以降に、警報が解除された場合
・臨時休校とします。

【授業中に警報が発表された場合】

- 「すぐーる」等を活用し、速やかに各家庭に児童のお迎えを依頼するとともに、給食の準備を進め、学校で待機する児童には、給食を実施します。

【その他】

- * 朝のテレビやラジオのニュースで気象情報を確認してください。
（現在、気象警報・注意報は市町村ごとに発表されます。インターネットやテレビ・ラジオなどで海南市が該当するか確認ください。）
- * 気象警報発表を知らずに登校した児童については、状況により学校に待機させることがあります。
- * 登校途中に危険があると判断された場合は、登校を見合わせ、その旨学校に連絡ください。
（Tel ４８２－０１１８）
- * 緊急な事以外は、学校への問い合わせ電話をご遠慮ください。

※ この措置は、令和７年６月３０日から運用されます。